

指定校変更及び区域外就学に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)

第8条の規定による足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)における指定校の変更(以下「指定校変更」という。)及び区域外就学(政令第9条の規定による区域外就学のうち、足立区以外の市区町村から足立区立学校に入学することをいう。以下同じ。)の審査に関し、必要な承認基準及び事務処理手続について定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 指定校変更又は区域外就学の申請をする者(以下「申請者」という。)のうち、指定校変更を申請するものは指定校変更申請書(様式1)を、区域外就学を申請するものは区域外就学申請書(様式2)をそれぞれ教育委員会に対し、提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出する場合、必要に応じて申請に必要な事項を証明する書類その他教育委員会が必要と認めた書類を添付するものとする。

(承認の決定及び通知)

第3条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に承認又は却下の決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、申請者及び学校長に対し、遅滞なく書面により通知しなければならない。ただし、承認に係る書面については、就学通知書をもって代えることができる。

3 やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定することができないときは、当該期間を延長することができる。

(承認基準)

第4条 教育委員会は、児童・生徒にとって指定校に通学することが著しく過重な負担となると客観的に予測され、指定校変更の承認に関しては別表1に、区域外就学の承認に関しては別表2にそれぞれ掲げる承認事由のいずれかに該当する場合は、これを相当の理由として指定校変更又は区域外就学の承認の決定をすることができる。

2 前項の規定による承認は、学級編制並びに学校の施設改善及び適正管理の維持に著しく重大な支障をきたすおそれがない場合のみ認められるものとする。

3 教育委員会は、前項の場合において該当しないとき又は申請事由が別表1又は別表2に掲げる承認事由に当たらないと判断した場合、当該申請を却下することができる。

4 教育委員会は、足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則(平成13年足立区教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第7条第1項の規定により抽選を実施した区立学校(以下「抽選校」という。)又は抽選校以外で受入可能人数に達した区立学校(以下「凍結校」という。)について、指定校変更又は区域外就学の申請があった場合には、その申請を断ることができるものとする。

5 教育委員会は、第3条第1項による承認後に虚偽の事実が判明した場合には、当該承認を取り消すことができる。

(学校長等への意見照会)

第5条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更又は区域外就学を承認する場合には、必要に応じて、事前に学校長又は関係する区市町村の教育委員会に、意見照会若しくは事実関係の照会を行うものとし、又は関係学校長の面接を課することができるものとする。

2 前項の意見照会に対する学校長の意見については、原則として指定校変更に関する校長

意見書（様式３）又は区域外就学に関する校長意見書（様式４）によるものとする。

（審査会の設置）

第６条 教育委員会は、指定校変更又は区域外就学の却下の決定について、申請者に著しく不利益を与えるおそれがある場合又は学級編制並びに学校の施設改善及び適正管理の維持に著しく重大な支障をきたすおそれがあるため、第４条第２項の規定により、不承認となるおそれがある場合は、審査会を設置し、その意見を聴くことができる。

２ 審査会の設置に関し必要な事項については、別で定めるものとする。

（特則）

第７条 教育委員会は、統廃合、学区域変更等により事務処理上指定校変更の処理を要する場合、第２条第１項の規定により提出される申請書を徴することなく、職権にてこれを行えるものとする。

付 則

１ この要綱は、平成１４年４月１日に区立学校に入学する新１年生については、平成１３年１０月１日から適用する。

２ 前項に規定する学年以外については、平成１４年４月１日から適用する。

付 則（１８足教学発第２６２８号 平成１９年１月３１日教育長決定）

この要綱は、平成１９年２月１日から適用する。（承認基準の改正）

付 則（２６足教学発第２０９８号 平成２６年１０月２３日教育長決定）

この要綱は、平成２６年１０月２３日から施行する。

付 則（２８足教学発第２４１９号 平成２８年１１月８日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２８年１０月１日から適用する。

付 則（２９足教学発第２１７１号 平成２９年１０月２３日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成３０年４月１日以降に入学又は転学する児童及び生徒に適用する。

付 則（３０足教学発第２５５４号 平成３０年１１月５日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成３１年４月１日以降に入学又は転学する児童及び生徒に適用する。

付 則（３足教学学発第３６０７号 令和４年１月２５日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和４年４月１日以降に入学又は転学する児童及び生徒に適用する。

別表 1（第 4 条関係）

指定校変更承認基準

承認事由	適用	必要書類等	留意事項
(1) 慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間定期的に通院加療を必要とすると認められる場合	小 中	診断書等 校長意見書	新入学・經常学年
(2) 1年以内に希望校学区域内に転居することが確定している場合	小 中	建築確認書・建築請負契約書、売買・賃貸借契約書等	新入学・經常学年
(3) いじめ・不登校等学校生活に起因し、在籍校に通学することが困難となっている状況で、転校させざるを得ないと判断される場合	小 中	経緯報告書 校長意見書	經常学年 転校による問題解決は一時的な解決にすぎないため、在籍校は、根本的な解決に取り組む。
(4) 統廃合、学区域変更等がある場合で、統合校に就学する場合及び新学区域の学校等に転校を希望する場合	小 中	統合校に就学する場合は、職権処理。 新学区域の学校等に転校する場合は、校長意見書。	經常学年
(5) 新入学に際し、抽選により当選できず学区域の学校に就学指定された者等が、受付期間内に、学区域校又は既に指定されている学校以外を希望する場合	小 中	就学通知書	新入学
(6) 学区域外から通学している児童・生徒で、交通事情、道路事情及び防犯面において、通学に著しく危険を伴う等の環境変化があった場合	小 中	校長意見書	經常学年
(7) 保護者の勤務等の都合又は離婚等家庭環境の変化により、下校後の保護・監督者がいないため、親類等に預けざるを得ない場合、保護者の勤務地から通学させざるを得ない場合又は保護者の利用駅等の近隣校を選択せざるを得ない場合	小 (中)	勤務証明書、預かり証明書 (中)申立書等	原則として小学生の新入学・經常学年。中学生は、生徒一人にできない理由により判断
(8) その他教育委員会が特に必要と認めた場合	小 中		

備考

- 1 在校生の指定校変更の手続には、すべて「在学証明書」及び「教科書給与証明書」が必要となる。
- 2 承認事由の欄中（2）若しくは（8）の事由に該当する場合又は（6）に該当し、住所地の学区域校に変更する場合を除き、原則として抽選校及び凍結校へ変更はできない。
- 3 承認事由の欄中（3）の事由については、教育指導課と在籍校の学校長が転校の可否を検討し、判断するものとする。
- 4 承認事由の欄中（5）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、足立区立

小学校及び中学校の学校選択に関する規則第3条に定める範囲とする。

- 5 承認事由の欄中（6）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、住所地の学区域校又は足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則第3条に定める範囲とする。
- 6 承認事由の欄中（7）の事由に該当する場合、選択可能な学校の範囲は、原則として登下校の拠点となる場所の学区域校又は最も近い学校に限る。また、自宅から登下校の拠点となる場所まで安全に移動でき、かつ、毎日、登校時限までに無理なく登校できることを必要とする。

別表２（第４条関係）

区域外就学承認基準

承 認 事 由	必要書類	受付区分等
(１) 指定校への通学が、距離、道路環境及び通学上の安全確保等の観点から、区域外就学を希望する学校（以下「希望校」という。）に比較し著しく支障があると認められる場合	(小・中) 自宅、学区域校及び希望校の位置関係がわかる図面 (中) 診断書等、在籍する小学校長の意見書	小学生の新入学時又は経常学年 中学生は原則として認めない。 ただし、生徒の病気・虚弱を理由とする場合で、診断書、在籍する小学校の校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(２) 慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間、定期的に通院加療を必要とすると認められる場合	診断書等	小・中学生の新入学時又は経常学年 承認期間は、原則として療養期間とする。
(３) １年以内に希望校学区域内に転入することが確定している場合	建築確認書、建築請負契約書、売買・賃貸借契約書等	小・中学生の新入学時又は経常学年
(４) 共働き、母子、父子家庭等、保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、希望校学区域内の親類等に預けざるを得ない場合	(小・中) 勤務証明、預かり証明書 (中) 申立書等、在籍する小学校長の意見書	小学生は原則として新入学時のみ受付 中学生は原則として認めない。 ただし、生徒の心身の状況、在籍する小学校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(５) 保護者が、希望校学区域内で就労し、保護者の勤務地から登下校させる必要がある場合（自営の場合の店舗・工場等を含む。）	勤務証明書 営業許可書等	原則として小学生の新入学時のみ受付。 学童保育室、児童館等（以下「学童保育室等」という。）を活用しても、学童保育室等の開始時刻及び終了時刻までの送迎が間に合わず、居住自治体の学校に通わせることが困難と認められる場合に限る。
(６) 保護者が、就労のため、勤務地又は通勤時の利用駅の学区域校を希望する場合	勤務証明書等	原則として小学生の新入学時のみ受付。 学童保育室等を活用しても、学童保育室等の開始時刻及び終了時刻までの送迎が間に合わず、居住自治体の学校に通わせ

		ることが困難と認められる場合に限る。
(7) 保護者等の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等やむを得ない生活上の事情により、児童・生徒を保護・監督できない状況にあり、希望校学区域内の近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	診断書その他保護者の事情の証明書 預かり証明書等	小・中学生の新入学時又は経常学年 承認期間は、申請事由が解消されるまでの期間とする。
(8) 保護者が希望校学区域内に居住する祖母等の看病のため、長期間自宅を離れることが見込まれ、そこから通学することがやむを得ないと認められる場合	診断書等 (病気・怪我で入院していないことを証明できるもの)	小・中学生の新入学時又は経常学年 承認期間は、申請事由が解消されるまでの期間とする。
(9) 新入学に際して、希望校の学区域が指定校の学区域に隣接する場合であって、児童・生徒の性格等により、いじめ又は不登校の要因が内在され、又はかなりの程度が予見される等、幼稚園・小学校等の交友関係を特に考慮する必要があると認められる場合	(小・中) 学区域図等の写し (小) 幼稚園の在園証明書 (中) 在籍する小学校長の意見書	原則として小学生の新入学時のみ受付。ただし、足立区内の幼稚園等に在園していることを前提とする。 中学生は原則として認めない。ただし、現に足立区内の小学校に在籍し、当該在籍校の校長意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付するものとする。 交友関係確認、事実関係の把握
(10) 希望校に兄・姉が在学しており、通学や学校と家庭との連絡等の関係から、同一校に通学させることが適当と認められる場合	(小・中) 兄・姉の在学証明書 (中) 在籍する小学校長の意見書	原則として小学生の新入学時のみ受付 中学生は原則として認めない。ただし、在籍する小学校長の意見書等から、やむを得ないと認められる場合のみ受付
(11) 学校行事、PTA活動等への参加や家屋の移転時期の都合等により、一定期間(学期末又は学年末等)引き続き通学させることが望ましいとの学校長の意見がある場合	校長意見書	小・中学校の転出時
(12) 児童・生徒の内向的性格、部活動の継続、家庭環境等により、転出にともない転校させることが本人に著しい負担あるいは不利益となるため、教育的配慮により卒業まで引き続き通学させることが望ましいとの学校長の意見がある場合	校長意見書	小・中学校の転出時
(13) その他、教育委員会が特に必要と認めた場合		

備考

- 1 申請書に住民票の全部事項証明を添付のうえ、事由ごとの必要書類を提出する。
- 2 区域外就学の承認は、「承認基準」に基づき学校が指定されるものであるため、本基準に該当しない場合、足立区内に住所を有さない人の足立区立小・中学校への就学は、認めないものとする。
- 3 承認事由の欄中(3)、(11)、(12)又は(13)の事由に該当する場合を除いては、抽選校及び凍結校への希望はできないものとする。また、承認事由の欄中(2)、(4)から(8)までの事由に該当する場合で、該当事由の所在地の学区域校が抽選校又は凍結校の場合に限り、学区域が隣接している学校への就学を認める。
- 4 足立区立の小学校に区域外就学していた場合でも、足立区立中学校への区域外就学の承認は本基準に沿って判断する。
- 5 区域外就学の場合でも、足立区立の小学校、中学校へは、徒歩又は公共交通機関を利用して通学するものとする。自転車通学や車での送迎は、原則として認めない。

指 定 校 変 更 申 請 書

（提出先）
足立区教育委員会

下記のとおり指定された学校の変更を希望しますので、承認をお願いいたします。

申 請 年 月 日	年 月 日					
フリガナ			電話番号			
保 護 者 氏 名			(自 宅) ー ー			
			(携 帯) ー ー			
フリガナ			保護者との続柄		性 別	男・女
児 童 生 徒 氏 名			生年月日	西暦	年 月 日	
希 望 学 校	足立区立	学校 第	学年	学 校 番 号		
指 定 学 校	足立区立	学校				
変 更 希 望 期 間	年 月 日 から 卒業まで 年 月 日まで					
現 住 所	足立区					
前 住 所	足立区					
【指定校変更の理由】						
通学に関しては、保護者が一切の責任を負います。自転車通学はさせません。						
学校確認		指変理由		学齢簿		名簿処理

指定校変更申請書

(提出先)
足立区教育委員会

新 小 一

下記のとおり指定された学校の変更を希望しますので、承認をお願いいたします。

申請年月日	年 月 日							
フリガナ			電話番号					
保護者氏名			(自 宅) ー ー					
			(携 帯) ー ー					
フリガナ			保護者との続柄		性別	男・女		
児 童 氏 名			生年月日	年 月 日				
希 望 学 校	足立区立 小学校				学 校 番 号			
指 定 学 校	足立区立 小学校							
変更希望期間	年4月1日 から 卒業まで (または 年 月 日まで)							
現 住 所	足立区							
前 住 所	足立区							
【指定校変更の理由】 該当する欄に、☑をいれてください。								
☐ 抽選で補欠となり学区域校を指定されたが、他の学校に入学したいため。（辞退届添付）								
☐ 入学式前後に区内で転居する予定のため。（契約書等の写し添付）								
☐ その他（具体的に記入してください。）								
通学に関しては、保護者が一切の責任を負います。自転車通学はさせません。								
指変理由		受入人数 一覧		学齢簿入力	①	②		
個人コード（CD）				リスト修正	①	②		

指 定 校 変 更 申 請 書

(提出先)
足立区教育委員会

新 中 一

下記のとおり指定された学校の変更を希望しますので、承認をお願いいたします。

申 請 年 月 日	年 月 日				
フリガナ		電話番号			
保護者氏名		(自 宅)	—	—	
		(携 帯)	—	—	
フリガナ		保護者との続柄		性別	男・女
生徒氏名		生年月日	年	月	日
希 望 学 校	足立区立	中学校	学 校		
指 定 学 校	足立区立	中学校	番 号		
変更希望期間	年4月1日 から 卒業まで (または 年 月 日まで)				
現 住 所	足立区				
前 住 所	足立区				
【指定校変更の理由】 該当する欄に、☑をいれてください。					
☐ 抽選で補欠となり学区域校を指定されたが、他の学校に入学したため。(辞退届添付)					
☐ 入学式前後に区内で転居する予定のため。(契約書等の写し添付)					
☐ その他(具体的に記入してください。)					
通学に関しては、保護者が一切の責任を負います。自転車通学はさせません。					
指変理由		受入人数 一覧		学齢簿入力	① ②
個人コード(CD)				リスト修正	① ②

處理欄	協議書發送	•	•
	協議書受理	•	•
	學齡簿處理	•	•
	就通送付	•	•

区域外就学申請書

(提出先)

足立区教育委員会

下記のとおり、足立区教育委員会所管の小・中学校に区域外就学することを申請します。

なお、通学に関しては保護者が一切責任を負うとともに、承認期間が満了した際は直ちに住所地の学校に転校させます。

[illegible]

指定校変更に関する校長意見書

足立区教育委員会

年 月 日

足立区立
校 長

学校

印

下記の児童・生徒については、以下の理由により指定校変更による転校が適当と認めます。なお、この転校については、すでに転校先の学校長の承諾・了承を得ています。

記

学年・組	第 学年 組		
フリガナ		生 年 月 日	
氏名		年 月 日	
現住所			
旧住所			
■転校が適当であると認められる理由			

区域外就学に関する校長意見書

年 月 日

足立区教育委員会

足立区立
校 長

学校



下記児童・生徒については、以下の理由により引き続き当校に就学させて、
教育指導することが適当と認めます。

記

学年・組	第 学年 組	
フリガナ		生 年 月 日
氏名		年 月 日
現住所		
旧住所	足立区	
■引き続き就学が必要な理由（区域外の終了予定日も明記すること）		

※ この意見書に世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）を添付して足立区教育委員会で手続きしてください。